

長崎県認可外保育施設指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づき、認可外保育施設の実態の把握に努めるとともに、当該施設に入所している児童の安全かつ健全な保育環境を確保することを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱において「認可外保育施設」（以下「施設」という。）とは、法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の認可を受けていないものをいい、法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設を含むものとする。

(指導監督の基準)

第3条 前条の施設に対する指導監督は、別表に掲げる基準により行うものとする。

(施設設置の届出)

第4条 知事は、法に基づき施設設置の届出について市町長の協力を得て、施設の把握を行うものとする。

- 2 前項の届出に当たっては、法第59条の2に基づき、施設開設後1月以内に認可外保育施設設置届（様式1又は様式1-2又は様式1-3）を市町長経由で提出するものとする。

(届出の対象施設)

第5条 施設設置の届出対象施設は、児童福祉法施行規則第49条の2に定める届出対象外施設（ただし、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除く。）を除いたものとする。また、公立の認可外保育施設については、届出対象施設とする。

- 2 前項に定める施設設置の届出対象施設以外の施設については、できる限りこの要綱に準じて施設設置の届出を求めるものとする。
- 3 知事は、第1項に定める施設で、開設後1ヶ月を過ぎても届出が無いことを把握した時は、期限を付して届出を行うよう求めることとする。この期限を過ぎても届出が無い

場合は、非訟事件手続法（平成２３年法律第５１号）に基づき、過料事件の手続きを行うものとする。

（運営状況等の報告）

第６条 知事は、全ての施設に対して、施設の運営状況等の報告を市町長経由で求めるものとする。

- ２ 第１項の報告に当たっては、認可外保育施設運営状況報告（様式２又は様式２-２又は様式２-３）を毎年求めるほか、認可外保育施設で事故等が生じた場合（様式３及び様式３-２）、長期滞在児がいる場合（様式４）、届出事項に変更が生じた場合（様式５）、事業を休止又は廃止した場合（様式６）等、随時に報告を求めるものとする。

（調査結果による措置）

第７条 知事は、前条の規定により提出された報告について綿密に検討を加え、問題点の発見に努めるほか、速やかにその解消のための指導を行うものとする。

（立入調査）

第８条 知事は、全ての施設について立入調査を実施するものとする。

- ２ 立入調査は、第５条に定める届出対象施設については毎年実施するものとする。（幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設を除く。）

ただし、前年の立入調査において、適正な運営がされており指導監督基準を満たしていた施設については、次年度において、立入調査に代えて運営状況報告による書面調査を実施することができるものとする。（ベビーホテルを除く。）

- ３ 立入調査に当たっては、市町の協力を得るとともに、必要に応じて保健所、消防署等関係機関と相互に連携を保ちつつ実施するものとする。
- ４ 第６項の特別立入調査を除く立入調査については、事前に実施施設の管轄市町及び施設設置者に文書で通知するものとする。
- ５ 立入調査を行う職員は、法第５９条に定める身分を証明する証票を携帯するものとする。
- ６ 特別立入調査は、死亡事故等の重大な事故が発生した場合、児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合（こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合も含む。）又は児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合等には、届出対象施設であるかどうかにかかわらず、随時、実施するものとする。

（指導監督の措置）

第９条 立入調査結果に基づく措置は、「認可外保育施設に対する指導監督の実施につい

て」（令和6年3月29日こ成保第206号 こども家庭庁成育局長通知）によるものとする。

- 2 軽微な事項については、口頭で指導を行うものとする。
- 3 改善を必要と認めるものについては、概ね1月以内の回答期限を付して、文書により改善指導を行うものとする（様式7）。
- 4 前項の改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されない場合、また、改善の見通しが無い場合は、法第59条第3項に基づき改善勧告を行うものとする（様式8）。
- 5 前項の改善勧告を行い、1ヶ月以内に改善されない時は、改善勧告の内容及び改善が行われない状況について報道機関等を通じて公表を行うものとする。また、当該施設が所在する市町に対し、内容を通知するとともに、公表を要請するものとする。
- 6 児童の福祉を確保すべき緊急の必要があるときは、改善指導を経ずに改善勧告を行うものとする。

（事業停止又は施設閉鎖命令）

第10条 知事は、前条第4項の規定による勧告を行った場合において、猶予期間内に改善の見通しが無い施設に対しては、法第59条第5項の定めるところにより、長崎県社会福祉審議会（児童福祉専門分科会。第3項において同じ。）の意見を聴き、事業停止又は施設閉鎖を命ずることができる（様式9）。なお、事業停止又は施設閉鎖命令を行った場合は、名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等を報道機関等を通じて公表する。また、当該施設が所在する市町に対し、内容を通知するとともに、公表を要請するものとする。

- 2 知事は、前項に規定する処分を行う場合には、事前に当該施設の設置者に対して弁明の機会を与えるものとする。この場合においては、あらかじめ書面をもって、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知するものとする（様式10）。
- 3 児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要する場合で、あらかじめ長崎県社会福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続きを経ないで、事業停止又は施設閉鎖を命じることができる。この場合、長崎県社会福祉審議会に事後速やかに報告するものとする。

（台帳の整備）

第11条 知事は、第6条の報告書及び第8条の立入調査に基づき、認可外保育施設台帳（様式11）を整備するものとする。

（長期滞在児についての措置）

第12条 長期滞在児については、当該保育施設に24時間、かつ、連続して5日間以上入所している児童とし、第6条第2項により報告を求めるものとする。

2 知事は、長期滞在児の報告を受けた場合、速やかに、乳児院等への入所等必要な措置をとるものとする。

(情報提供)

第13条 知事は、第6条の報告及び第8条の立入調査等により把握した施設の情報等について、市町に情報提供するとともにインターネットにより公表し、また、こども未来課幼児教育・保育支援班に備え置き、閲覧等による情報提供に努めるものとする。

(補 則)

第14条 この要綱に定めのない事項については、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

平成11年10月1日一部変更。

附 則

平成14年10月1日一部変更。

附 則

平成24年6月1日一部変更。

附 則

平成28年4月1日一部変更。

附 則

平成28年7月11日一部変更。

附 則

平成30年9月10日一部変更。

附 則

令和2年4月1日一部変更。

附 則

令和3年3月9日一部変更。

附 則

令和3年9月16日一部変更。

附 則

令和5年4月20日一部変更。

附 則

令和6年4月30日一部変更。